

大学図書館と蔵書

東北学院大学法学部教授 宮川 基

20年前に、東北学院大学に専任教員として採用されました。大学教員としての生活が始まると、私の研究室に、国際書房のHさんが訪れ、正確な文言は記憶していませんが、Hさんは、私に、大学図書館の蔵書をどのように充実させるかは、専任教員の責任ですという趣旨のお話しをされました。教員になったばかりの私にとっては、貴重な助言でした。Hさんは、職業柄、各大学の蔵書を詳しく知っていたので、各大学の蔵書には当該大学の教員の性格・考え方が現れることを理解されていたのです。

本学では、専任教員は、大学図書館に対して、開架図書と閉架図書について図書の購入申請をすることができます。開架図書は、主に学生が閲覧するための図書です。これに対して、閉架図書は書庫に所蔵され、主に教員の研究用の図書です。学生も学生証を提示すれば、書庫に入り、閉架図書を閲覧・借用できます。

採用された当初は、開架図書でも、閉架図書でも、専ら、自分の専門分野である刑法に関する和書および洋書(ドイツ)を購入していました。

法学部以外の学生に、教養教育科目の法学の講義を担当するようになると、法学部以外の学生のための法律図書を考えるようになりました。法学部以外の学生は、教養教育科目の日本国憲法は履修するかもしれないが、法学系の専門科目を履修しないのが大部分です。しかし、法律に関心をもったからといって、教養教育科目の法学を履修しただけで、独力で、法律の専門科目の教科書を読みこなすことは困難です。そこで、開架図書に、法学部以外の学生が、独力で読めるような法学の図書を揃えるようにしました。

法学部で開講している専門科目の中には、当該分野の専任教員がいないために、非常勤講師にお願いしている科目もあります。また、そもそも設置していない専門科目もあります。このような科目の専門書については、祝賀論文集だけは購入していた時期もありました。

ところで、データベースや電子ジャーナル・電子ブックは、研究環境・教育環境を一転させ、本学でも、法学を含むさまざまな分野のデータベース等を契約しています。また、コスト削減のために、紙の雑誌から電子ジャーナルへの転換が積極的に推進されていた時期もありました。データベース等は非常に便利であるものの、学生が、データベース等を使いこなすことができるようになるためには、学生へ使用方法を教えることが必要です。本学法学部では、1年生前期に、「リーガル・リサーチ」という講義科目を設定し、データベース等の使い方を教えています。

近時、データベースや電子ジャーナルの価格が上昇しています。このことは、図書館予算の配分に大きな影響を与えています。現在、データベース等の存在なくして、研究・教育を考えることはできませんので、データベース等の契約を打ち切るという判断は難しく、契約は維持される方向に傾きます。そのため、図書館全体の予算には限りがあることから、図書購入費が削減されます。さらに、円安の影響もあり、洋書・洋雑誌の価格も上昇しています。

このような状況で、どのような図書を購入すべきか悩むところです。私立大学においては、予算の大部分は学生からの学納金であり、大学図書館の予算も同様です。そこで、最近では、学生が他大学の図書館から図書を取り寄せなくても、学習できるように、学生の学習用図書や和書の購入を優先しています。その反面、洋書の購入点数が少なくなっています。

今後、大学図書館における図書購入費が好転する見込みは低いでしょう。今後の研究で、もしかしたら使用するかもしれないという程度の見込みで、図書を購入することは差し控え、より一層、研究・教育のために本当に必要不可欠かどうかという観点から、図書購入を吟味することになるでしょう。

最後に、現在の蔵書について、Hさんの目にはどのように映るでしょうか。たぶん、洋書が少ないと指摘されることは想像に難くありません。